

摂津市議会

総務常任委員会記録

平成19年12月12日

議 会 事 務 局

目 次

総務常任委員会

12月12日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件	1
開会の宣告	2
市長あいさつ	
委員会記録署名委員の指名	2
議案第56号所管分の審査	2
質疑（村上委員、三好委員、野口委員、三宅委員）	
議案第67号の審査	17
質疑（三好委員）	
議案第64号の審査	18
質疑（三好委員）	
議案第65号の審査	21
補足説明（総務部長）	
質疑（野口委員）	
採決	24
閉会の宣告	24

総務常任委員会記録

1. 会議日時

平成19年12月12日(水) 午前10時 開会
午前11時49分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員長 山本善信 副委員長 三宅秀明 委員 三好義治
委員 野口博 委員 村上英明

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正 副市長 小野吉孝
市長公室長 寺田正一 同室次長 中岡健二 人事課長 山本和憲
総務部長 奥村良夫 同部次長兼総務防災課長 杉本正彦
同部参事兼財政課長 宮部善隆 同部参事兼市民税課長 寺本敏彦
総務防災課参事 小原幹雄 法制文書課長 奥幸市 市民税課参事 柳瀬順一
消防長 稲田晴彦 消防本部次長兼消防署長 石田喜好
同本部次長兼総務課長 浜崎健児 予防課長 水田謙二 警備第1課長 北居一
警備第2課長 本山勝

1. 出席した議会事務局職員

事務局次長 野杵雄三 同局主査 中井真穂

1. 審査案件(審査順)

議案第56号 平成19年度摂津市一般会計補正予算所管分
議案第67号 摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件
議案第64号 摂津市土地開発公社定款の変更について議決を求める件
議案第65号 摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件

(午前10時 開会)

○山本善信委員長 おはようございます。
ただいまから総務常任委員会を開会します。

理事者からあいさつを受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

皆様方には師走、何かとお忙しい中、本日は総務常任委員会をお持ちいただきまして、大変ありがとうございます。

本日は、平成19年度の摂津市の一般会計補正予算所管分ほか3件についてご審査を賜りますけれども、何とぞ慎重審査の上、ご可決賜りますようよろしくお願いいたします。

なお、いつものとおり一たん退席させていただきますけれども、在庁いたしておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○山本善信委員長 あいさつが終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、村上委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付いたしております案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山本善信委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前10時1分 休憩)

(午前10時2分 再開)

○山本善信委員長 再開します。

議案第56号所管分の審査を行います。

本件につきましては、補足説明を省略し質疑に入ります。

村上委員。

○村上委員 おはようございます。

私の方からは大きく2点ばかりお聞きしたいと思います。

まず、1点目は7ページのところの分なのですが、債務負担行為が計上されております。その中で、1点目、公共施設等各種管理業務委託事業ということで、期間として5年間の債務負担行為が計上されておるといってございまして、3年契約、3年間での債務負担行為をされているとお聞きしているんですけど、今回5年ということであまりも長くなっているということ、そのあたりの考え方、理由をお聞きしたいと思っております。

2点目は、同じく7ページの債務負担行為の補正の件なんですけれども、消防本部車両・資機材整備事業ということで、はしご付の消防ポンプ自動車ということで、この平成20年度の期間ということで2億200万円の限度額ということで計上されておるところなんですけれども、この債務負担行為をされる理由についてお聞きしたいと思います。

○山本善信委員長 宮部参事。

○宮部総務部参事 公共施設等各種管理業務委託事業につきまして、今回5年契約ということで計上させていただいております件でございまして、この業務につきましては、平成14年、平成17年度と3年契約を2度行ってまいりました。それで今回5年ということであまりも長くなっているということ、そのあたりの考え方、理由をお聞きしたいと思っております。5年の契約とすることによりまして、一たん例えば受注いたしました業者さんが不適切な業者さんということになりますと、5年間そのまま契約を続けなければならないというデメリットがございまして、この業務につきましては、内容が多種多様でございまして、3年ごとに庁舎の電気設備等の仕様を細部にわたって把握いたしまして、

業務を習熟するには相応の期間を要する。それから、当業務につきましては、年度の切れ目にかかわりなく経常的、かつ継続的に行っていかなければならないという業務でございます。そういったことから業務の効率性、あるいは安全・安心のための信頼性を確保するためには3年ではやや短いのかなと考えております。

それで、指定管理者制度に移行いたしました市民体育館、あるいは市民文化ホール、このあたりも保守管理は既に5年契約をいたしておりまして、特に問題というのは生じておりません。そういったことから考えますと、契約期間を延長することでコスト削減が見込めるということをもちまして、今回は5年契約とさせていただきますと考えております。

○山本善信委員長 本山課長。

○本山警備第2課長 債務負担行為に至りました理由でありますけれども、お答えいたします。

当初、現有のはしご車が6月20日契約で10月8日に納入されておりました。20年度予算に計上するよう計画をしており、本市の状況に即した車両の導入を図るため、選定委員会を開き、機種を委員会で決定しました。それに基づき予算案作成のため艀装業者から参考見積もりを取り寄せ、その中で発注から納車までの期間を確認いたしましたところ、約7か月必要ということが確認できました。

10月中の納入には4月10日までに契約する必要があると回答を得ました。4月に入り、現説、入札、議会の承認、契約となれば平成20年11月1日に現有はしご車の運用ができなくなり、本市にはしご車が配備されていない空白期間が生じます。市民の皆様の安心・安全を確保するためにも10月には新規のはしご車の導入が必要と考え、今回債務負担

行為を行いましたものであります。

なお、入札は第1回定例会までに行い、議会の承認をいただき、契約は4月に実施いたしたいと考えております。

○山本善信委員長 村上委員。

○村上委員 ご答弁いただきましてありがとうございます。

まず、1点目の公共施設の管理業務の件なんですけれども、基本的にはほとんどが多分、労務費といいますか、人件費が主であるんじゃないかと、点検については思うわけなんですけれども、そういった中で先ほどはコスト削減の話も出ておりました。その部分で、例えば一般工事で考えていきますと、この全体の契約枠の内訳、直工費と間接費という形で2つに分かれていると思うんですけども、直接工事費の額が上がれば、直接工事費と間接工事費の比率が下がっていくというようなこともありまして、トータル的にはこの直接工事費が大きいという形になれば、今回5年という契約ですが、例えば単年度に割り振っていきますと間接費が応分で安くなっていくということが一般的には考えられるのではないかと思うわけでございます。そういう意味では、コストの面では長期の方が投資対効果という面でもメリットがあるかなと思っております。

ただ、ご答弁の中でありましたように、不適切という言葉がいいのかわからないですけども、少し問題点があるようなところがあれば、抱えながら5年間行くという形になってしまいますので、その辺ではしっかりと契約のときにしっかり選定の基準を定めていただきまして、適切な対応をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次の消防本部のはしご車の件なんですけども、この10月に納入というお話が

ございました。1点だけお聞きしたいと思うんですが、10月に納入しなければいけない理由について、1点だけお聞きしたいと思います。

○山本善信委員長 稲田消防長。

○稲田消防長 10月末までに納入をしなければならぬという理由でありますけども、NOx・PM法規制によりまして平成20年11月1日を越えて使用の本拠を置くことができなくなるというものでございます。

先ほどご答弁申し上げましたとおり、消防の責務として、はしご車のない空白期間を置くことにつきましては、市民の安全・安心から考えまして、必ず避けなければならないと考えておるところでございます。

○山本善信委員長 村上委員。

○村上委員 10月中に納入する理由というのは、NOx法の絡みでというのがありました。一応、2億円という大きなお金を使わせていただきますので、その辺で今後の長期的にメリットがあるというか、現場に適応できるような形での車両の選定をお願いしたいということで要望とさせていただきます、私の質問を終わります。

○山本善信委員長 ほかに。三好委員。

○三好委員 それでは数点にわたって質問させていただきたいと思うんですが、今も議論をしております債務負担行為の補正の部分で、公共施設等の各種管理業務委託事業、これは来年度で質問しても差しさわりのないと思うんですが、こういったことにつきましても入札という方式をとっていると思うんですが、今どれぐらいの業者選定を想定されているのかという部分を、この時点でお聞かせいただきたいと思っております。

こういったことをやり出したのも、経

費削減の中でやっていくという方式については、我々いささかの異論はないんですが、そういった部分について気になる部分がありますのでご答弁お願いしたいと思います。

それから、消防本部の車両・資機材、今まさに言われているNOx規制、排ガス規制の中での更新時期が来ているということの中で、気になるのが44ページの調書のところで、消防ポンプ車両、現時点におきましては2億200万円をすべて一般財源で賄っていくという計画になっておりますが、こういった部分については、以前は補助金がついておったと思うんですが、今の動向についてどう考えられているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

それから、14ページから今回の補正予算につきましては、本会議の中で総務部長が4点の視点の中で今回補正を組まれたということをおっしゃっていただきました。この委員会では特にこの人件費にかかわる部分が所管の中に入っているんですが、この人件費につきましては、先般の議会運営委員会の中でも今、人事院勧告に基づいて労使交渉を重ねているということをおっしゃって、追加議案としてあげさせていただきたいというのが議運の中で了承をされたわけでございますが、従来から言うているように、そういった労使交渉の今の回答指定日がいつだったのかということも含めまして、この補正を組んだ中で、改めて追加議案があがってきたときに、さらにそこでまたこの議論をしていかなければならないということになっております。

そういったことで二重手間の中でのこの議論というのはいかがなものかなと思っておりますので、今の状況と今回の提案の理由についてお聞かせいただきたいと思

ます。

それから、14ページだけで限って話をさせていただきますと、今回の関係では共済費、共済組合負担金が1,586万7,000円、この総務管理費の中で減額をされております。互助会の補給金が2万7,000円上乘せになっております。

この互助会については、市職員の厚生制度に関する条例の第5条に入っているんですが、互助会の定款に定める必要な補給金を交付することができる。この互助会というのが18年度決算を見ましても、それなりの金額が出ておりますが、一定、平成17年度に大きな見直しがあったように伺っております。

この市職員の互助会の今の現在の会員数と給付内容並びに給付額はどの程度の額になっているのかが、まず1点お聞かせいただきたいのと、2点目につきましては、この互助会が職員の福利厚生目的といえども、市民の税金を受けている以上、社会に還元する必要があるだろうと。そういった意味から、互助会、現在どのような社会的役割を担っているのか、ご答弁いただきたいと思っております。

それからもとに戻りますが、11ページの基金繰入金の中で、今回こういった多くの補正をやってくる中で、1,235万3,000円の財政調整基金の繰り入れが減額されております。今の人事院勧告を受けていろいろ議論している中でそれなりの費用も発生すると思うんですが、この12月補正予算において、この時点で財政調整基金をなぜ繰り入れしていくのか。本来ならば3月で補正を組んでやっていくべしではないかという考えを持っておりますので、ご答弁をお願いしたいと思います。

1回目は以上です。

○山本善信委員長 本山課長。

○本山警備第2課長 はしご車更新に伴います補助金につきましてですけども、市町村消防施設補助金はすべて17年度をもちまして廃止になりました。しかしながら18年度以降におきましては、緊急消防援助隊整備費補助金が設立されて、この緊急消防援助隊に登録している一部の車両に限るということになりました。

登録しますと有事の際に出動しなければなりません。本市には、はしご車1台しかございませんので、緊急消防援助隊には登録することはできないということで、補助金につきましては、緊急消防援助隊に登録する、またはその有事の際に出動するということが前提となつての補助金ということになっておりますので、現在、考えておらないということでございます。

○山本善信委員長 宮部参事。

○宮部総務部参事 今回、債務負担行為を上げさせていただく業務についての指名業者数ということでございますけれども、委託業務につきましては、何社という内規的な取り決めはこさえておりません。工事の指名業者の場合に最低で6社以上、それから最高額で20社ということで取り決めいたしております。今回、債務負担行為を設定させていただきます業務は3本ございまして、1つが庁舎等総合管理委託業務、それから環境センターの電気保安業務、それと小中学校等の電気保安業務ということで、業務の内容によって異なります。それから金額も異なります。

前回、平成17年度に契約いたしました分で、庁舎等総合管理委託業務につきましては20社程度、環境センターの電気保安業務、小中学校等電気保安業務に

については6社程度の指名参加となっております。今回につきましても同様に考えてまいりたいと思っております。

それと、基金繰入金の件でございますけれども、今回12月補正で財政調整基金に繰り入れることについてということでございますけれども、今回、人件費等の補正がございました関係で、1,235万3,000円の財源調整をいたすということで、これを基金繰入金から減額して、財政調整基金とするわけでございますけれども、財政調整基金につきましては、当初予算で3億2,038万円を取り崩しております。1号補正で3,800万円ほど繰入額を減額いたしております。それから、2号補正で剰余金の半額を積立金に増額させていただいております。これは法制度にのっとって2分の1を積み立てたわけでございますが、今回、同様に財源調整ということで1,235万3,000円を繰入金から減額させていただくということでご理解願いたいと考えております。

○山本善信委員長 山本課長。

○山本人事課長 それでは、人事院勧告の件でございますが、職員労働組合よりことし11月8日に重点要求ということで要求書をちょうだいいたしております。その中に人事院勧告を最低とすることを、完全実施をしていくようにという要求をいただいております。

それに対しまして、11月15日付けで本市財政状況は非常に厳しいものがあるが、基本的には完全実施をしたいと考えているという旨の回答をいたしました。

ただ、団体交渉におきまして、11月に2回、団体交渉を行っております。その中で、詳細については、やはり各市の状況を見ながら最終的に決定をしていくということで、11月に2回、団体交渉

を行い、以後役員レベルと数回にわたり交渉といたしますか、協議を行っております。

12月に入りまして、各市の状況が大阪府を通じてなりの資料でわかってまいりまして、今現在、12月7日現在で妥結等々はどの程度しておられるかはちょっと把握はしておらないんですが、数団体が考え方は未定ということで、41団体のうちほぼ40団体に近い数字が、当局としての考え方は、一般職については人事院勧告を実施していきたいということで、妥結をみているところ、みていないところがあるようですが、そういう資料をちょうだいいたしました。

その資料をちょうだいしたことにより、今週に入りましてまた役員レベルと協議を行っている状況でございます。

委員ご指摘のように、追加議案にならないように交渉していくようにというご要望でございますが、摂津市としてなかなか一番手を切って特にプラス人事院勧告について摂津が正式回答していくということは、なかなか厳しい状況で、府下各市の状況を見ながら協議を重ねるところでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

また、人事院勧告をもし実施したならということでございますが、約2,000万円程度の財源が必要ではないかということで試算をいたしております。これはまだ試算段階ですので、よろしくお願いたします。

続きまして、互助会の関係でございますが、委員ご指摘のように摂津市職員の厚生制度に関する条例の第5条に、市は互助会に対し、互助会の定款に定める必要な補給金を交付することができるということになっております。

その互助会と申しますのが、大阪府市

町村職員互助会ということになろうと思います。その互助会の役割でございますが、その定款の第1条にこの会は互助共済の精神に基づき、会員の共助制度を確立し、実施することにより会員の福利増進、生活向上を期し、もって執務の公正、能率化を増進し、進んで地方自治の本旨の実現に努力することを目的とするということになっており、こういう目的により設置された団体であろうということで理解をいたしております。

新聞報道等々で互助会等々の厚遇問題がございました。2年ほど前に互助会の方から各市の方にお金をご返還いただくというようなこともございました。その中で補給金等々の率も少しずつ減少もしてきているという状況でございます。

平成17年度は事業所の負担率は1,000分の14でございましたが、現在は1,000分の7というような負担金の率になっております。来年度におきましては、約1,000分の3になるという予定も伺っております。

そういう状況で公務員厚遇問題等々がある中、特に税金で掛金を負担しておりますので、時代のニーズに沿ったという形で掛金、負担金の方も減少しているという状況をご理解をいただけたらと思います。

それと給付内容でございますが、ちょっと今、総額につきましては、資料の手持ちはないんですが、大きく分けまして医療制度に対する給付、また傷害と申しますか、けがをしたときに対する見舞金の給付、それと死亡等による弔慰金の給付、また結婚の準備の給付、お子さん等によります入学金、幼稚園なり保育所、小学校等々への入学金の祝い金というような給付がございます。

地方公務員法の中の42条に地方公共

団体は職員の保健、元気回復、その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施していかなければならないという条文もございます。この42条に従いまして、互助会の方が設置され、今現在、運営をしておられるということで認識しておりますので、よろしくお願ひいたします。

○山本善信委員長 三好委員。

○三好委員 消防車両の関係で改めてもう1点聞きたいんですが、今言いましたように緊急消防援助隊に対しての車両、はしご車は今1台しかないんですが、今後いろんな消防車両の排気ガス規制の中で、更新をしていかなければならないと聞いておりますが、そういった中で、今後の消防車両の更新計画が一体どうなっているのかという部分と緊急消防援助隊で届け出をしている車両というのはどういった車両があるのか、この際、お聞かせいただきたいと思ひます。

はしご車につきましては、今の段階で聞くのがいいのかわかりませんが、千里丘のガードは拡幅していきようなことでございますが、今の消防車両よりも少しはしご車が大き目だというふうに伺っておりますが、どういった車両の計画をされて、こういった継続費が組まれているのか、要は今やったら30メートルのはしご車ですよ。それがもっと大きくなってきようなことをちらっと伺ったんですが、概要だけお聞かせいただけませんかでしょうか。千里丘のガードはもちろんくぐれると思ひますが、それもあわせて確認をしておきたいと思ひます。

それから、人事関係についてなんですが、今の課長の説明からいきますと、市の労使協定の独自性というのはどこにあるのかなと私は思ひました。労使交渉を

行う段階で、もう11月15日付けで回答をなされているんやったら、そういった時点の中で我々にも提示をしながら本来の頭から議案を提案してくるというのが本来の筋ですよ。それを他市の状況を見なければならぬ、上部団体の動きを見定めるというのも一方では必要かも知れないけども、何のために人事院勧告があるんやと。それが最低ラインならば最低ラインとしながら交渉を重ねてきているんですから、これは前々から言うているんですが、結果論としてそれが引き伸ばされるにしろ、僕は大事にしたいだけなのは、労使で決めた回答指定日の範囲の中で回答していく。それが本来の交渉事だというふうに思うんですよ。

毎年やったら11月30日ぐらいの回答指定日やったけども、ことしは11月15日に回答をしたというのも、これもそれ以降、きょうは12月12日ですから、ずっと段階的には役員と交渉はしている、それは細部にわたっての配分関係やと思いますけども、その辺がどうも解せないなと。何をもちて交渉、回答指定日を定めてやってきているのか。改めてその辺の決め事に対するルール決めに対してどういう認識を持たれているのかということ伺いたと思います。

確かにリーディング組合というのがあるとは思いますが、ただ横並びのそういった他市を見据えてのことならば、本当に摂津市の独自性は一体どこにあるんやと。議会軽視も甚だしいなということその部分について伺いたと思います。

特に、この人事院勧告が満額回答なされた場合に、約2,000万円の人件費負担が増額されると。一方では先ほど言いましたように、財政調整基金の繰り入

れを1,200万円、そういったことを見据えているんやったら今の財政調整基金の繰り入れというのは現時点ではとどめとすべきであったと違うかなと思っているんですけども、この部分は。

だから、その部分は情報が入ったのこういう運営になっているのかなということを確認したいと思います。

それから、互助会の補給金についてなんですが、これはまさに課長の方からご答弁ありましたように、大阪府の厚遇問題の中で、いろいろ取りざたされてまいりました。この間、全国的に大阪府の問題以前にいろいろ出てきていたのが平成13年度には青森県も廃止しておりますし、平成15年度には富山県が全廃しております。広島県においても平成11年、福岡県でも平成17年、職員の掛金のみに改めてっております。

今のこの現時点において平成17年度に大幅に大阪府下としては改正されました。それ以降でいまだに平成19年度は1,000分の7、平成20年度は1,000分の3。そういったことの中で、この方向性というのをどういうふうにされていっているのか。減額は減額でも、互助会というのをどういうふうにされていっているのかと思うんですけど。市の方針として。

一方では、平成19年度の職員の福利厚生に当たる部分については、職員厚生事業というのがありまして、職員厚生会への補助金、これは18年度決算ベースですけども、670万7,690円、これは決算ベースで出ているんです。これが福利厚生の方です、これは市独自の。もう一方では、共済組合への負担金というのが1億9,800万円、これは決算ベースで。今の互助会の補給金が242万円というふうに負担されているわけで

す。

その中で、先ほど言いましたように地公法第42条でいきますと、元気回復のためにそういった互助会、福利厚生等々に市として充当しなさいと。やっている事業については、今言うているように慶弔関係や健康関係で、補助金が共済組合と厚生会とこの互助会がそれぞれ一方ではリンクしている部分があるんですね。

互助会の方での医療補助になれば、健康保険組合で一定しながら改めてそこに公務員ならば互助会からは補てんされている。それが公費から出ているわけです。そういったことが大阪府の厚遇問題、全国的に言われている厚遇問題を指摘されているわけですね。それが今、一方ではこういった摂津市でもまだ厳然として残っている。だから、将来的な方向性をご答弁いただきたいと思っております。

2回目は以上です。

○山本善信委員長 本山課長。

○本山警備第2課長 まず、ご質問の第1点目の緊急消防援助隊の件でございますけれども、現在、水槽付消防ポンプ自動車1台を登録しております。これは毎年4月1日付けの更新で1台5人という形で登録しております。今後の計画としましては、21年度に計画しております水槽付消防ポンプ自動車、高規格救急自動車、これが21年度更新になります。この2台につきましては緊急消防援助隊に登録して補助金の要望をしていきたいと考えております。

今後の車両の更新計画でありますけれども、今言いましたように、21年度に水槽付の消防ポンプ自動車及び高規格救急車、23年度に水槽付ポンプ自動車を1台、24年度に高規格救急車1台、鳥飼出張所の消防ポンプ自動車1台、それから化学車と、こういうふうに更新計画

はなっております。

もう1点の千里丘のガードの件に伴いますことですが、19年4月末に大阪府の土木事務所に問い合わせいたしておりまして、平成20年の夏ごろに大阪方面の通行路が完成いたします。ガード内の高さは4.5メートルを確保ということですが、出入り口の残橋がありますので4メートルというふうになっております。これは消防はしご車ですが、3.7メートルでありますので、この段階で通行は可能であります。

21年になりますと、京都方面が完成いたします。これで対面通行が可能となるわけですが、これは通路内も4.5メートルと聞いておりますので、現在、更新させていただきましてはしご車は3.7メートルということで、通行可能ということになります。

大体どのような機種を選定かということで30メートル級ということで、特に主な検討内容としましては、回転半径ということではしご車の専用シャーシを回転半径の小さいものということで考えております。今現在はバスケットという前についておるものなんですけれども、リフターが同時に使用できるような連続救出ができるというような改善をされております。それから、先端屈折式というのがあります。そういうものを採用しております。それから、放水時の体制をすぐとれるという形をとるために、次の車両につきましてはポンプを内蔵するという形で、ポンプ車としての活用もできるというような形で、いろんな改善、改良されたものを採用を摂津市として使っていきたいということで考えた車両になっております。

○山本善信委員長 山本課長。

○山本人事課長 まず、互助会の件で

ざいますが、ことしの10月29日付けの文書をちょうだいしております。基本方針という文書をちょうだいしており、その方針と申しますのが、平成21年3月をもって解散をしていくという基本方針の通知をいただいております。

ただ、これは役員会としての基本方針で、まだ総会の決議はなされてはならないということでございますが、この基本方針が総会でまとまれば、平成21年の3月に大阪府の市町村職員互助会については解散という運びになっていくのではないかと考えております。

それと、労働組合との協議を回答期限内に行うようにという、それで当初の議案発送時にこの議案を含めて提出するよようにというご指摘でございますが、人事課といたしましては、15日の回答をもって交渉がスタートするというので、その回答から団体交渉に入りまして、各市の状況を調べ、12月に入り、今この時点で府下の大体の方向性が決まっております。そういうところで本来であれば、当初に間に合うように交渉を行いということでございますが、なかなか時間的にも含めて交渉にも時間がかかるということでございますので、今、こういう状況にあるということをご理解を賜りたいと思います。

よろしく願いいたします。

○山本善信委員長 奥村部長。

○奥村総務部長 それでは、補正予算に関しまして、財源調整の部分について私の方からご答弁させていただきます。

地方自治法第210条では、総計予算主義がうたわれております。もちろん歳出と歳入については見積書なんですけれども、歳入予算、あるいは歳出予算は同額でなければならないというふうに言われております。

今回、補正をやりました結果、歳出の部分につきましては、1,235万3,000円の減額となります。同額歳入も同じ金額を減額しなければならないということで、財源調整ということで基金からの繰入金を減額したところでございます。

それから、先ほどご指摘ありましたように、人事院勧告で、もし増額となればということなんです。追加議案でお願いするようなことがあれば、条例議案ないし補正予算が当然出てまいります。金額については2,000万円、3,000万円かもわかりませんが、その歳出予算が計上されれば同額、また歳入予算も計上しなければならない。

今のところどういう財源調整をするかは未定でございますが、例えば市税のところでもそういう増額補正ができないかどうか。あるいはそういうことができないならばまたぞろ財政調整基金からの繰入金ということになるかと思っております。

○山本善信委員長 三好委員。

○三好委員 基金の繰り入れにつきましては、確認の意味でご質問させていただきました。その人勧と互助会のことですが、労使交渉でちょっと解せないことが、11月15日に回答をもって、それから交渉のスタートやというご答弁をいただきましたけど、本来ならば要求書をもって交渉のスタートとなるんですけど、組合の方からの要求というのはどういった要求だったのか。一定、10月に要求が出たと思っているんですけど、それがまず交渉のスタートであって、その時点において、この賃金交渉並びに人事処遇問題については、いつをもって回答を示すということの大日程の中で交渉を進めていくのが私は筋やと思うんですね。

どうも今の部分でいけば、11月15

日に交渉を行いながら、他力本願主義の中で、各市の状況を見て、回答を持っていくと。議会においては例年どおり、議運の初日において交渉がまだ定まってないので追加案件を出させていただくと。どうもそういった感覚になっているのではないかなと。本来の本筋から逸脱するような、我々の議会というのは、議会運営委員会の中で本会議の日程も定めていく。それに合わせてくるのが本来の筋ではないのかなと思っておりますので。この点について、基本的な考え方に立ってしなければならないというふうに思いますし、公室長でも副市長でもいいんですけどもご答弁をお願いしたい。特に組合との交渉というのは信頼関係です。いつになって回答が出るのかもわからないという部分の中での交渉というのは、僕はあり得ないと思います。

だから、その辺について、大阪府下の各自治体の状況を見ての妥結というのは独自性がない。本来ならば自主的な独自性の中で、逆にきょうの新聞報道に出ていますように、実質公債費比率が全国的にも摂津市というのはまだまだ財政は厳しい折です。民間企業ならば、自分の会社の利益に基づいて賃金を決めていきます。本来ならば行政としてでも、そういった精神が必要ではないかなと、私はそういうふうに思うんですけどね。だからそれが今回言うているのは、ただ単なる交渉の過程ではなしに、本来やらなければならないことができていないのと違うんかと。

一方では、それと合わせてこの互助会につきましても、これは市町村互助会であって、摂津市独自でやめるとかやめないというのはなかなかできないのは十分承知しております。

しかしながら、こういった互助会並び

に福利厚生事業、共済組合の必要性は十分認識しているんですが、ただただ今の財政状況の中で補助金のカットとか、辛抱してもらうところは辛抱してもらっている市民の皆さん方に対して、厚遇問題を発端としまして、説明責任、透明性があるようにはしていかなければならないと思うんですね。

私は福利厚生をやめろとは言いません。適切なる福利厚生、透明性のある福利厚生、こういったことをやっていかなければならないだろうと。こういう考えで言っているわけです。そういった面では摂津市としてなかなか物申せるようなことではないかもわかりません。これは大きな組織ですから。できるだけそういった精神の中で言うていただけたらと思います。

互助会の件については結構ですけども、人事院勧告での今の交渉内容についてご答弁をお願いしたいと思います。

○山本善信委員長 寺田公室長。

○寺田市長公室長 給与改定のことですまざまご指摘をいただいておりますが、人事院勧告と給与改定ということですが、組合の要望は純粹に人事院勧告に基づく給与改定だけの要望ではなく、労働条件とか、あるいは人事院勧告になじまない非常勤職員の賃上げの要求とか、さまざまな要求を出してまいります。

それに対して、1年間の総まとめということで来年度からの賃金等を決めていくということで、なかなか本来ならばおっしゃっているように人事院勧告分だけ先に決めて、あとは継続協議とか、継続ということでやれば一番いいんですが、なかなか相手あることをございまして、一括解決ということで非常にその辺のところがこの交渉が長引くと。特に非常勤職員については、これは他市にらみはでき

なくて、本市が考えることになるわけ
でございます。他市全部が行き渡る制度
等はございませんので、そのときにどう
しても本市の財政状況等も勘案して考え
ていかなきゃならないということでござ
いまして、ご質問の中でありました人勧
制度でございますが、これは国の方でい
つそのことができるかどうかわかりませ
んが、そろそろ人勧制度を見直したらど
うかと。地方分権の関係で各市独自で給
与を決めていけばというような議論も、
今、国の方で行われておりまして、将来
的には我々の予測でございますが、人勧
制度はなくなるのではないかと考えてお
ります。

それと互助会の部分でございますが、
要望ということになるんですが、これは
私どもの考え方としまして、今回、互助
会の解散に至るといった経過になってい
るわけでございますが、大きな問題はや
はり3点あると私は思っております。

1点目は、事業主負担の割合が高過ぎ
ると。個人の、それぞれ職員の負担と事
業主の負担は、やはりフィフティ・フィ
フティが正しいのではないかと。それを
個人負担の何倍も事業主が負担をしてい
る。これが問題視されているということ。

それともう1つは、福利厚生になじま
ない事業をやっていると。半ば本人に給
付事業みたいなことを、下手すれば税法
上の所得にとらえられるようなこともあ
ります。これは互助会と関係ありません
が、例としては大阪市の制服問題、これ
が一番顕著に国民の批判を浴びたところ
であります。

もう1点は二重であると。要は先ほど
三好委員がおっしゃったように、市は市
で厚生会事業をやり、また府全体で互助
会事業をやっている。これは非常に二重
であって、二重の福利厚生をやっている。

この3つが批判を受けたことであります。

今後、互助会がなくなれば、先ほど質
問の中でおっしゃいました本市の厚生会
の670万円、これは1人当たりによれば
1万円弱ということになるんですが、
これらの額が果たしておっしゃっておら
れます我々職員の福利厚生として、この
額が妥当かどうか。互助会に頼っていた
部分がございまして、そのことを含め
て今後市民に理解を得られるような内容
ということも精査をして考えていきたい
と思っております。

○山本善信委員長 三好委員。

○三好委員 互助会の件については、今、
公室長から話を伺いましたので、これ以
上言いません。適切な内容で、ただ職員
の福利厚生が停滞しないように、透明性
のある福利厚生の実現に努めていただき
たいと思っております。

人事の関係で、今ちょっと解せないこ
とを言っていたんですが、組合交渉の中
で非常勤職員の部分まで交渉に入ってい
るとするのは、非常勤職員も組合員化さ
れているんですか。その非常勤職員の範
囲、組合員化されている範囲、非常勤職
員というのは、いろんな範囲があります
ので、それを教えてもらえませんか。そ
ういったことによる福利厚生費用負担
も発生してきますので、これは来年度で
質問しますが、今の非常勤職員の組合
員化の範囲。

もう一方では、僕はこういった市町村
でいろんな組合の足並みをそろえてやる
ならば、もともとの地域手当のときに連
携をとりながらやるべきだと。こういっ
た部分でいけば、隣の市なんか12%、
摂津市6%、我々はがんがん言うときな
がら、そういったところでは足並みそろ
えずに妥結してしまったということもあ
りますので、この辺については答弁は要

りませんが、非常勤職員の組合員化の範囲だけ答弁いただいて、私の質問を終わります。

○山本善信委員長 山本課長。

○山本人事課長 正規職員以外の組合員でございますが、私の認識しているところでの答弁ということでご理解をお願いします。

教育委員会におきましては、学童保育指導員さんが組合の方に入っておられるということでございます。それと、小中学校にいらしておられる障害児の介助員さんの一部が本市の組合に属しておられるというように認識しております。

あと保育所職場におきましては、朝夕の非常勤の保育の担当しておられる職員並びに保育所の用務員さん、あと行政パートナーで一部の方が組合に入っておられたのかなど。あとは図書館におかれまして、図書館にいらっしゃる非常勤の職員さんというレベルの方が組合の方に加入しておられるということで認識しております。

ちょっと漏れがあるかもわかりませんが、私の認識している組合員さんは以上ではないかと思っております。

○山本善信委員長 ほかに。野口委員。

○野口委員 そうしましたら、2つの点について質問申し上げます。

1つは、今、質疑応答された債務負担行為の消防関係の問題です。先般、平成18年度の決算を受けて平成25年度までの財政見通しが示されました。その関係で今、ご答弁あった絡みで質問ですが、今回の2億円余りの債務負担行為で1つのはしご車を更新すると。平成24年度まで、幾つかの今後の更新計画の見通しが示されましたけれども、この中期財政見通しの平成25年までの間の消防関係で入っている部分が総額として、

今回2億円も含めてどのぐらいになるのか、ちょっと教えていただきたいと思えます。

もう1つは、同じく消防問題ですけども、消防関係車両をつくる業者の状況、それといわゆる2社と聞いておりますけども、2社であれば独占的な受注という可能性がややもすれば言われている、そういうことだと思っておりますけども、そういう発注額との関係で適切な金額にそういう少ない業者の業界の中でも発注をしていくという、こういう公正な発注のそういう問題について、どういうふうになっているのか。この点、ちょっとお願いしたいと思います。

2つ目は、人件費の問題です。39ページに今回補正の時点での今年度分の一般会計分、全体の職員数についての増減があります。646名、補正前645名、補正後646人ということで、プラス5、マイナス4でプラス1ということであり、この中身を教えていただきたいと思えます。

それと、アクションプランで平成22年の4月1日に686名にしていくということで動いていますけども、間もなくことは終わろうとしていますけども、平成20年4月1日の目標数値である723名との関係で、来年4月まで今年度末におやめになる方も含めて、それに関係する採用だとか、そういう全体的な職員の数字のプラス・マイナス含めてどういうふうに関、動こうとしているのか。その点、ちょっと教えていただきたいと思えます。

以上、2つです。

○山本善信委員長 宮部参事。

○宮部総務部参事 中期財政見通しの中で、消防車両の更新計画に基づいて費用を見込んでいるのかというご質問でござ

いますけれども、中期財政見直しを行うに当たりましては、人件費、扶助費、公債費、あるいは物件費と大きな枠で費用を見込んでおりまして、建設事業費につきましては、個別事業を挙げて見直しを行っておりますが、消防車両につきましては、物件費の中で見込んでおるということです。

具体的な数字としましては、物件費ということで平成20年度以降で47億円ということで物件費を見込んでおります。

○山本善信委員長 この中に消防車が入っているという意味ですか。物件費で、そのうち消防に関してどれだけ見込んでおられるかというご質問をされているわけですから。

○宮部総務部参事 ですから、今申し上げましたように、消防に関して幾らという、そういう見込みではございません。

○山本善信委員長 奥村部長。

○奥村総務部長 中期財政見直しの部分で、補足説明をさせていただきたいと思えます。

それぞれ財政見直しを出すときに、それぞれの各課で照会をし、個別に積み上げをして、そういう出し方はいたしておりません。それぞれ決算の状況の中で一律に例えば3%伸ばしていくとか、そういうような大まかな財政見直しということでご理解をお願いしたいと思います。

ただ、こういうようにしていきますと、数年後には非常に財政見直しが狂ってまいりますので、毎年確定した部分については順次新しい数値に置きかえながら、それぞれ毎年、中期財政見直しを皆様方にお知らせをしているという状況でございます。

○山本善信委員長 本山課長。

○本山警備第2課長 ご質問の消防車両更新計画に基づきます、あくまで標準価

格ということで、先ほど更新の計画も発表させていただきましたが、今、20年度ははしご車が2億200万円ということで、あと常備の車に関しましては6台ありまして、2億4,000万円という形でいわゆる標準装備で一定考えております。

それから、業者の件ですけれども、3社とりまして、いろいろ比較検討いたしまして、今の技術水準とか、いろんな面で機構とか、すべてのことを考慮に入れまして、今言われました2社に絞り込んだということでありまして。

○山本善信委員長 山本課長。

○山本人事課長 まず予算書39ページの職員の異動状況の増減でございますが、まず採用5名につきましては、10月1日付けで消防職員を5名採用いたしました。消防職員の場合、半年間学校へ行かなければいけないということで、10月に採用し、半年学校へ行っていただき、4月に即現場に行ってもらえるようにというようなことでございます。

退職の4名でございますが、こども育成課の方で1名、9月末に退職をいたしております。また、同じく、こども育成課の方で保育所職員が1名退職いたしました。それと、道路課職員が6月末だったと思いますが、退職をいたしております。それと小学校にいらっしゃいました給食調理員さんが退職をしておられるということで4名でございます。

それと、もう1ページ前の38ページを見ていただきますと、短時間職員が1名退職をしており、この38ページと39ページ合わせまして、予算上職員といたしましては、退職者は5名ということでございますのでご理解をお願いします。

アクションプランに基づき来年4月現在の職員数はということでございますが、

現在、全職員で752名がおります。特別職3名が入っております。特別職員の3名の皆さんと再任用の短時間の方を除きますと、739名となります。退職予定、既に退職している職員も合わせまして約43名が退職をされるのではないかと。定年退職と今の職員合わせますと43名ということでカウントしております。

来年の新規採用でございますが、今30名程度予定をしており、再任用のところにつきましては、まだ来年度の決定も打っておらず、希望は聞いておるんですが、まだ再任用の可否については未定でございますので、単純に先ほど申しました739名から43名を引きまして、30名を足しますと、726名になるのではないかとということでございます。

再任用の方については、ほとんどが短時間でいっていただくという思いもございまして、アクションプランにございます723名には届きませんが、それに近い数字を来年度の定員管理の数字で大阪府の方に提出できるのではないかとというふうに認識しております。

○山本善信委員長 野口委員。

○野口委員 中期財政見通しの考え方、別の問題になって申しわけありませんけれども、物件費で見たら3%増、一律みなして予算組みをし、見通しを立てると。その関係で物件費に関係する各原課との具体的な見通し期間の中での計画との絡み、その辺の調整は金額の大小あるかもわかりませんが、その辺はどういうふうなバランスをとっておられるのか、ちょっと関連してお示しいただきたいと思えます。

それと業者の関係ですけれども、3社から2社に絞ったということであります。お聞きしたいのは、いずれも独占的な受注になりはしないかというところから、

いろいろご質問だとか意見もあったと思うんですね。それを業界でどういうふうな改善がなされて、国民から見てもその辺がいわゆる努力もされて、まともな発注・受注になっているかというところの問題について、ちょっとわかりやすく説明いただきたい。単純に数字を言われてもちょっとわかりませんので、僕らが理解できるように、ちょっとご説明をいただきたいと思えます。余り詳しくは要りませんけれども、とりあえずわかりやすくご説明いただきたいと思えます。

職員の数字の問題であります。私どもが数字に対してどうこうと言えませんが、ただ基本的には、決算の委員会で述べましたように、必要な場所については必要な職員をきちんと配置をしていくと。それを前提として労使協議の中で、きちっとした合意に基づいて事を進めていくと。そのことによって全体の本市としての役割を市役所、職員全体がとっていくということが前提だと思っております。

細かいことは言いませんけれども、その中で心配なのは、いろいろ職員間の健康問題とか、メンタルヘルス問題について、労使協議の中で職員の増減問題の中でそうした働く環境という点で、どういう状況になっているのか、ちょっと課長でつかんでいる分があれば教えていただきたいと思っております。

○山本善信委員長 石田次長。

○石田消防本部次長 はしご車の業者の件なんですけど、先ほど課長が答弁いたしましたとおり、日本国内全国で3社、日本機械、モリタ、イベコ・マギルス、このイベコ・マギルスというのはドイツの製品で、日本からシャーシを持ち込んでドイツで艀装されるということで、含んで検討しましたが、当市が導入計画して

いる技術を持っていないということで、モリタ、日本機械の2社に絞り込んでさせていただきました。一応3社と聞いております。ただし、横浜の方で2台ほど、ジーエムいちはらという業者がつくったらしいんですが、横浜の防災局に問い合わせしましてお聞きしたところ、相当技術的に低いものでありまして、故障が多いということですので、技術的なものを含んで2社に絞らせていただきました。

金額につきましても、参考見積もりを2社からとりまして、他市の状況もお聞きしながら計上させていただいたということで、2社で入札を考えております。

○山本善信委員長 奥村部長。

○奥村総務部長 それでは、中期財政見通しの部分で再度ご答弁申し上げます。

既に配付させていただきました中期財政見通しの下の欄のところに積算方法を記入させていただいております。歳出に関しましては、人件費、扶助費、公債費は義務的経費ですので、削減の余地が余りないというような形で、それぞれ人件費は退職者6割補充、それから扶助費については毎年3%増、それから公債費については財政課の方で十分承知しておりますので、今後の見込み、あるいは新規発行の元利償還金を足したものということになります。

ただ、あと物件費、維持補修費、補助費につきましても、それぞれ任意的経費でございますので、平成20年度以降については特に物件費については47億円同額計上させていただいております。

それぞれ先ほど消防の車両等の更新は当然出てまいります。その折には他の経費の圧縮ができないかどうか。消防の経費が増になれば、他の経費で圧縮をしてできるだけ47億円に押さえ込みたいという形で、我々は査定をしていきたいと

思っております。

ちなみに、オープン化システムのところで10年間で6億5,000万円の減少があります。それらの経費をもって他の増額の経費を補っていけば、47億円という数字で推移できるのではないかとという形で我々は中期財政見通しを見ております。

○山本善信委員長 山本課長。

○山本人事課長 そうしたら職員数の関係で、職員の配置状況により負担がかかっておりメンタル的なところの状況はいかななものかというご質問だと思います。今現在、人事課の方ではメンタル的な疾病でお休みをされているという職員については不在であると考えております。

労使の中で、やはりメンタルについて予防が大切であるということは双方認識をいたしております。安全衛生委員会というのがございます。その中で皆さんがお寄りいただきますとやはり日程的にも大変お忙しい状況にありますので、時間もかかり調整も大変でありますので、メンタルに関して小委員会を立ち上げ、労使で予防に向けて双方協力していこうということで合意を得ております。

まだ現在、立ち上げまで至っておりませんが、今年度中には立ち上げたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○山本善信委員長 野口委員。

○野口委員 最後にします。消防関係でありますけども、要は業者が少ないということで、そういういろんな方面から疑問が出されているところであります。そういう点で、各市が同じ消防関係自動車を発注するときに、いろんな検討するところがあるかと思っておりますけども、そういう点では、各自治体の発注状況もきちんと見ていただいて、材料を手に入

れながら、そういう金額面での努力、一定お願いしておきたいと思います。

中期財政見通しとの絡みはまた別のところで質疑をさせていただきたいと思ひます。

人件費問題についても一応わかりました。先ほど申し上げたこともきちっと考慮していただいて、取り組みを進めていただきたいということ改めて申し上げておきます。

○山本善信委員長 ほかにございませんか。三宅委員。

○三宅委員 1点だけ。消防自動車の件なんですけれども、今回、今までにいろいろ議論を交わされておりますけれども、最近原油価格の高騰に伴いまして、ガソリン価格が値上がりをしておると。新聞報道によりますと、消防車、あるいは救急車の燃料の予算が足りなくて補正予算を組んでいるところが続出しているというような報道もありまして、今回、これははしご車の更新に当たる債務負担行為でありますけれども、今後、先ほどご答弁ありましたように、各種車両の更新が見込まれておる。そういった中で、燃料効率も考えていただきたいと考えておるんですけれども、その点、方向性というのはどのようにお持ちでしょうか。

○山本善信委員長 石田次長。

○石田消防本部次長 消防車両につきましては、以前から言っていましたとおり、国の検定品になります。これはなぜかといいますと、台数が知れていますので、新たに消防エンジンを開発するとなると膨大になりますので、民間で使われている汎用エンジンを改造してやっております。

購入する際においても、先ほど消防長が答弁いたしましたとおり、NOx・PM法の兼ね合いもありますので、できる

だけ最新のものを購入して燃料効率のいいもの、環境に配慮したものを購入して、現在もしておりますし、これからもそのようにしていきたいと思っております。

○山本善信委員長 三宅委員。

○三宅委員 ご答弁いただきましてありがとうございます。国の基準がありますので、地方がどうこうという話でもないとは思いますが、地方によっていろいろ、当市は幸いにして面積広うございますので、それほど燃料が必要になるというようなケースは考えにくいんですけれども、全国消防長会ですとか、いろんな団体があると思ひますので、そういった会合の機会等で消防、また救急にかかる燃料の話であるとか、今後の技術の話であるとかも継続して取り上げていただきたいと申し上げて質問を終わります。

○山本善信委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本善信委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時14分 休憩)

(午前11時16分 再開)

○山本善信委員長 再開します。

議案第67号の審査を行います。

本件につきましては、補足説明を省略し、質疑に入ります。

三好委員。

○三好委員 この内容につきましては、提案理由は建築基準法施行令の改正に伴い本条例を制定するものであると。本会議場でも一定ご説明もいただいたんですが、改めてどういった条文の中で建築基準法の方に移行されて、この摂津市火災予防条例が変わったのかということをお聞かせいただけますか。

○山本善信委員長 水田課長。
○水田予防課長 火災予防条例の中で建築基準法施行令を引用している部分については、避難施設等の範囲ということで火災予防条例で引用しております。

○山本善信委員長 三好委員。
○三好委員 参考資料でもそういった避難階、並びに建築基準法施行令第13条の3の第1号に規定する避難階というやつが明記されているんですけど、避難出口という部分の消防法で決められておるのは2か所だったように思うんですけど、それがどういうふうになってきたのかという部分と、こういった条例を制定するに当たって、建築基準法、これは上位機関で決まってきた部分であるけれども、この摂津市というのは建築確認を受ける場合でも受付業務を行いながら、改めて確認許可できるのが要は消防の方なんですよね。その中で、僕は二重で確認しておってもええというふうには思っておるんですけど、建築基準法でもあるし、この火災予防条例の部分でもできるようにしておけばいいなと思っておりますが、こういった法令が定められて、建築基準法に移行された場合に、こういった火災予防条例の条文は改正しなければならないような上位機関からのルールになっているのかなと思ひまして。その点についてお聞かせいただきたいと思ひます。

○山本善信委員長 水田課長。
○水田予防課長 火災予防条例の中におきまして、建築基準法施行令という形で明示しておりますので、建築基準法関係の改正に伴いましては引用しておる規定につきましては、改正しておくべきだと理解してあげさせていただいております。

○山本善信委員長 ほかにありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本善信委員長 以上で質疑を終わります。

ます。
暫時休憩します。

(午前11時20分 休憩)

(午前11時21分 再開)

○山本善信委員長 再開します。

議案第64号の審査を行います。

本件につきましては、補足説明を省略し、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

三好委員。

○三好委員 今回、土地開発公社の定款の変更が提案されているんですが、この中身につきましては、ご説明していただいているように、第26条で郵政民営化になって郵便貯金ということがなくなりました。今の土地開発公社で郵便貯金並びに財産目録というのは、今どれぐらいの財産でもって運営しているのかなと思っております。公社の基本財産の額というのは第21条で500万円として定められておりますけれども、この議会に上程される前には、まさに役員会、理事会が開催された後に議会において議決をいただくというのが定款の変更になっていると思ひますが、今の第26条での郵便貯金並びに銀行、今度は全部銀行に移行されていきますけれども、銀行と大臣の指定する金融機関ということになってきますが、今の現状で一体どういうふうになっているのかということをお聞かせいただきたいと思ひます。

○山本善信委員長 小原参事。

○小原総務防災課参事 郵便貯金への借り入れはございません。ゼロ円でございます。それで、土地開発公社が民間の金融機関からお借りしている銀行は4行でございます。総額といたしまして、12億2,060万2,000円でございます。

○山本善信委員長 三好委員。

○三好委員 郵便貯金で借り入れはないということは民営化になって、あとの作業は一切ないということは確認できました。この民間4行で借りている12億2,000万円というのは今、公社としての借り入れ総額すべてという認識でよろしいでしょうか。もともと公社の健全化ということの中でこれまで努力をされてまいりましたし、1点はこれが総額ですかという部分と、一方では今の土地開発公社が保有しておる土地のこれからの運用面、そういったことも議論しておかなければならないと思うんですが、今どういった土地を持っておって、いろんな貸し出しもしておりますが、そういった資金運用も含めて総花的な質問になっているかもわかりませんが、それについてお聞かせいただきたいと思います。

○山本善信委員長 杉本次長。

○杉本総務部次長 公社の土地でございますけど、あと残り5か所ということになっております。公社の土地につきましては、すべての土地が10年以上既に塩漬けになっている土地となっております。ということで非常に借り入れも利息が膨らんでまいります。本市の公社の状況がそれほど府下的に比べて非常に悪い公社ということではございませんけれども、借金であることには変わりはないし、負の財産であることは変わりございません。ただ、5か所の土地につきましては、一部公園の用地でありましたり、千里丘の教育用地として置いております。今、ゲートボールでお使いいただいておりますけれども、将来的には市の施策の展開に必要な土地として持っておるところもございます。

鳥飼方面に2か所ほどある土地については、現在は今後の見込みがつかない土地もございます。こういったものについ

ては、今後売却についても検討してまいりたいと考えております。

あと千里丘東の方に今現在、コイン駐車場としておりますところがございます。これは非常に値段的にも大きく、どのように処理していくかということは、今後の検討課題かと思っております。

全体としまして、地価の上昇が今後余り大きく見込めない中では、現在過去において、今までに公社が持っております資産といったものも含めましても、最終的には若干の赤字が見込まれる。全部処理してしまえば赤字になってしまうのではないかと思います。

この中で公社といたしましては、今回水道の方で5億円を公社の方に借り入れさせていただくということもしまして、いかに利息を圧縮し今後ふやさないか。またそういった資産の売却等によっていかに今後の負担を軽減していくかということを検討してまいろうと思っております。

○山本善信委員長 三好委員。

○三好委員 今、次長の方から先に言われたんですけど、今、民間4行、12億2,000万円の借り入れをしていて、今回の補正で今出ておりました水道からの5億円を公社で借り入れる。私はこの郵便貯金である程度借りておったから、その返済に充当する5億円と思っていました。先ほどご答弁いただいておりますが、郵便貯金では全く借り入れはなし。今回の5億円の借り入れは、この12億2,000万円の繰上償還という意味合いでとらまえたらいいんですかね。

その部分にいきますと、現在の12億2,000万円の4行、今までの利率は幾らぐらいであって、水道からの借り入れでこういったメリットが生じてくるのか。

もう1点は、私は一方では水道まで余り範囲を広げたくないんですけど、水道の流動資産を見ますと、これまで22億円あったやつが16億円まで、今回7億円補正を組みましたので減って、現在は現金、この補正で16億円ぐらいまでしか残っていないんですね。そうやってきたときに、これからの水道企業会計が経営していく間に、この5億円を今度土地開発公社が借り入れたわけですけども、緊急を要する事態が発生したときには、この5億円というのはいつでも返せるような体制になっているのかどうか。内部での借り入れですから、そういったことの基本原則があって、借り入れをしていると思うんですけども、そういったことについてお聞かせいただきたいと思います。

○山本善信委員長 杉本次長。

○杉本総務部次長 今回の水道からの5億円の借り入れの件でございますけれども、これは今までの中で申しますと水道は、その5億円に関して言いましたら、安い金利で0.4%ぐらいの金利で銀行に預けている。また公社は今、プライムレートではございますけれども、1.875%の利息を払っているということで、大きく言いましたら銀行にもうけさせているという形になっております。

今回の水道の借り入れと申しますのが、5億円、その差がございまして、結局水道に対しても私ども公社としては利息を払っている。払うことによって水道は今まで以上に効率的な資金運用ができるということで、若干の増収、公社につきましても1.875%で借りておりましたものを若干安い金利で借りかえさせていただくことによって、支払い利息は減らしていただくということで、資金の利息がふえていくことを防ぐということにな

るのかなと。今の借り入れは1.875%でございます。

今回、水道と今お話をしておりますけれども、利息については来年3月に借り入れになりますので、その時点でのプライムレートと定期預金と足して2で割った数字、真ん中をとってお互いにメリットを共有しようかということになっております。

これは水道の方の所管かもしれませんので参考までに、この5億円という金額をどうするか。どういうふう考えるか。緊急があったときにどうするのかという話でございますけれども、水道としても当然これは要らないお金ではございませんので、何かあったときに要りますし、今後の設備投資等についても検討していただいております。

その中で、5億円程度であればそういう一定の規模の緊急性があったとしても何とか耐えられるであろうという中で、お貸しをするというふうに水道の方からは聞いております。

ただ、万が一全部要る、5億円全部要るから返せと言われたときに、土地開発公社はお金ございませんのすぐには返せません。その分は市の債務補償とか、緊急の予算の中でこれは考えていくなり、公社で新規の金融機関の借り入れを起こしていくということで処置をせざるを得ないのかなと思っておりますが、その可能性は非常に低いものとなるような借り入れを水道にお願いしたということでご理解いただきたいと思います。

○山本善信委員長 奥村部長。

○奥村総務部長 そしたら私の方から総括的に土地開発公社の現状をお話しさせていただきたいと思っております。

土地開発公社というのは。

○山本善信委員長 奥村部長、定款の変

更についての議決を求める案件ですので、余り議案と離れないように答弁願いたいと思います。

○奥村総務部長 わかりました。

それで、土地開発公社というのは、いわゆる公拡法に基づいて設立された100%の特別法人でございます。その分で、今現在、22億円の簿価がございます。そのうち、12億円の貸付金で運用していると。残りの分については土地開発公社の準備金、あるいは土地開発基金の貸出金ということで、一応22億円の簿価の部分を運用しております。

今回、12億円の部分を5億円、水道の方からお借りをして、それから7億円に、要は銀行の借り入れということになっております。もし緊急時に5億円ということになりましたら、手だてがなければ7億円が銀行の方にまた12億円の借り入れということになるかと思っております。そういうようなことを極力避けながら、土地開発公社の健全化も我々念頭に置きながら進めていかなければならないと思っておりますが、最終的には一般会計からすべて22億円をお金を供出して、それから買い戻すのが本来の筋かと思っておりますが、市の財政状況もございまして、順次解決には手をつけていきたいと思っております。

○山本善信委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本善信委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時33分 休憩)

(午前11時35分 再開)

○山本善信委員長 再開します。

議案第65号の審査を行います。

補足説明を求めます。

総務部長。

○奥村総務部長 議案第65号、摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件について補足説明申し上げます。

まず、第21条の関係でございますが、地震災害に対する国民の対応の一つとして、従来から地震保険のように地震災害により生じた損失をてん補する保険等に加入して、みずからの資産を保全し、被災後の生活の安定を確保しておくことが必要であると言われております。しかしながら、地震災害に対して個々の住民による生活の安定確保を図るとともに、社会活動の早急な復旧・復興を確保していくためには、国民の地震保険への加入を一層促進し、普及率の向上を図る必要がありますが、その普及率は近年上昇しているものの、なお不十分と言われております。

税制におきましては、地震保険の保険料等に係る所得控除制度を創設し、保険料等の実質的な負担を軽減することが国民の地震保険への加入を促進する上で効果的であるとの指摘がなされております。

平成18年度の税制改正においては、安心・安全への配慮が大きな話題の一つであったこともあり、所得税・個人住民税の地震保険料控除が創設されることとなったものでございます。

しかしながら、個人住民税については、広く住民が地域社会の費用を分担するという地域社会の会費としての性格を有することから、政策誘導的な控除については、本来縮小していくべきとの考えがあります。そのため、地震保険料控除を創設いたしました。一部経過措置は講じているものの、制度創設の目的が達成されているとの指摘のあった既存の損害保険料控除については全廃することとなったものでございます。

制度の概要でございますが、地震等の

損害により家屋などの資産について生じた損害の額をてん補する保険金または共済金が支払われる損害保険契約等に係る地震保険料を支払った場合に、その者の総所得金額からその支払った地震保険料の金額の合計額の2分の1に相当する額を上限2万5,000円、所得税におきましては5万円の範囲内で控除するものでございます。

なお、既契約者への配慮といたしまして、従前の損害保険料控除を適用可能とする経過措置を講ずることとなりますが、具体的には納税義務者が平成19年度以後の各年において平成18年12月31日までに締結した一定の長期損害保険契約等に係る保険料等を支払った場合には、従前の長期損害保険料控除と同様の計算による金額、最高1万円を限度にその者の総所得金額等から控除するものでございます。

次に、第26条の配当割額、または株式等譲渡所得割額の控除についてでございますが、株式で上場株式と未上場株式がありますが、第26条の規定は、上場株式に係る配当割額や株式の譲渡所得割額が生じた場合の市民税の控除割合を規定しております。

従来配当や株式譲渡益については、それぞれ所得の性質が異なるとの考え方から、それぞれ課税方式が異なっておりましたが、平成15年度の税制改正におきまして、証券税制の軽減、簡素化の観点から上場株式等の配当や特定口座内の上場株式等の譲渡益について、源泉徴収のみで納税が完了する制度、源泉分離課税が導入されました。

個人住民税は、納税義務者の住所地の市町村が税額を計算し、通知し、納税義務者から徴収しておりますが、個人に係る一定の上場株式等の配当及び株式譲渡

益に対する課税方式を見直して、これらの所得から地方税を特別徴収する制度が創設されたところでございます。

これらの所得について、納税者は特別徴収のみで課税関係を完了させるか、申告して基礎控除など各種の所得控除の適用を受けること等により、税負担を軽減するか、いずれかを選択することができることとされました。

具体的には、例えば上場会社の株式の配当を受け取られた人は、その受け取られた段階で10%の税金が引かれております。内訳は国税が7%、地方税が3%となっております。選択により、総合課税の申告ができますので、その人が総合課税を選択して申告した場合は、もともと配当を受け取られた段階で引かれている地方税の部分が二重課税になりますので、申告により計算した所得割額から控除する必要がございます。

住民税は市民税と府民税がありますので、控除する税額を一定の割合で分ける必要があります。改正前の市民税の控除する割合は100分の68、府民税は100分の32となっておりますが、税源移譲によりまして、住民税の税率が10%のフラット化に伴いまして、市民税6%、府民税4%になりました。

割合にいたしますと、3対2の関係になり、このことから配当割額または株式等譲渡所得割額の控除額についても、この割合に合わせて市民税の控除する割合を5分の3、府民税5分の2に改正するものでございます。

次に、第29条でございますが、市民税の納税義務者に対する申告について定めたもので、この中で損害保険料控除を廃止し、地震保険料控除が創設されたため、所得控除名を変更するものでございます。

次に、附則の第9条でございますが、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除の特例は、本則第26条に一本化になるため削除するものでございます。

次に、附則の第40条は相続等により取得した居住用財産の買いかえ及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例が廃止されたことにより、項ずれが生じたことによるものでございます。

次に附則の第49条は、税源移譲により、総合課税の所得割の税率、市民税6%、府民税4%の改正に合わせて、租税条約の適用となる特定配当等に係る税率についても改正するものでございます。

以上、今回の市税条例改正についての説明とさせていただきます。

○山本善信委員長 説明が終わりました。

質疑に入ります。

野口委員。

○野口委員 1点だけにします。幾つかの改正点の説明がありました。損害保険料控除の廃止と地震保険料控除の新設という問題がありますけれども、大体住宅購入したり、賃貸に入る場合に、火災保険が強制加入で、そういう措置がなされてきていると。まだまだ個人的にもそうでありますけれども、地震保険は入る方は少ないわけで、現在火災保険に入っている方からすれば、火災保険にとっている控除を廃止せずに存続し、その上で地震保険についての控除の申請を行うということにした場合がベターだと思うんですけども、その点では短期の損害保険に入っている方にとってはマイナスになるということに結果なるわけでありまして、その辺の担当でつかんでいる市民的な影響、その辺の件数がわかれば教えていただきたいと思っております。

所得税については、ことしの12月の年末調整からサラリーマンにとってはあ

るわけで、そういう点では市民的にはいろんなご意見も1万円の控除、1万円減の控除なんだけども、それなくなったということはどういう内容かというご質問が来ておりますけれども、そういう点では敏感に市民側は見ているということも頭に入れていただいて、その辺の件数を教えていただきたい。

○山本善信委員長 寺本参事。

○寺本総務部参事 今回の改正によりまして、短期損害保険料控除が廃止になると、その影響はということでございますけれども、今回の改正によりましては、一部経過措置はございますものの既存の損害保険料控除につきましては、全廃となるわけでございます。経過措置としましては、平成18年12月31日にまでの長期損害保険料につきましては、地震保険料控除2万5,000円の中で1万円を限度として控除されるわけでございます。

改正前の損害保険料控除の件数でございますが、平成19年度の課税状況調べの数字でございますけれども、損害保険料控除の対象者は1万6,280人となっております。このうち、長期損害保険料控除の対象者は2,986人、短期損害保険料の控除の対象者は1万3,294人でございます。今回の改正によりまして、所得割の納税義務者3万8,000人いらっしゃるわけでございますが、そのうち短期損害保険料控除の対象の方、約1万3,000の方が今回の改正の影響を受けまして、控除の対象から外れるということになります。

○山本善信委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本善信委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時46分 休憩)

(午前11時48分 再開)

○山本善信委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本善信委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第56号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本善信委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第64号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本善信委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第65号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本善信委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第67号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本善信委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会を閉会します。

(午前11時49分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

総務常任委員長 山本善信

総務常任委員 村上英明